

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）の生産者  
積立金の免除牛に係る補填金単価（概算払）について  
【平成30年1月分】

平成30年1月に契約生産者が販売した交付対象牛のうち、旧肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成25年4月1日付け24農畜機第5478号）の附則11又は19により生産者積立金の納付が免除された契約肥育牛並びに肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成28年3月25日付け27農畜機第5583号）の附則15、16、23又は30により生産者積立金の納付が免除された事業対象牛に適用する同実施要綱第6の9及び附則10の概算払の補填金単価については、下記のとおりです。

なお、補填金単価の確定値については、平成30年5月上旬に公表する予定です。

記

肉専用種 (地域算定県を除く。)	交雑種	乳用種
—	34,500円	18,700円

(参考) 地域算定県のうち、生産者積立金の納付が免除された事業対象牛のあった県の算定結果(肉専用種)

岩手県 (日本短角種)	熊本県	大分県
—	18,300円	54,000円

- 注1：平成26年度から、四半期の最終月以外に販売された交付対象牛について、肥育牛補填金の概算払を行うこととしています。精算払については、四半期の最終月の補填金交付と合わせて行います。
- 2：概算払は、配合飼料価格安定制度の当該四半期の補填金がないと仮定して計算した額より4,000円/頭を控除した額としています。ただし、控除した額が1,000円/頭未満の場合は概算払を行いません。  
**肉専用種については、実施要綱附則10に基づく概算払を行わないため、生産者積立金の納付が免除された事業対象牛についても概算払を行いません。**
- 3：補填金交付額に見合う財源が不足する場合等、上記補填金単価を減額することがあります。

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課  
担当：中野、井上、小笠原  
電話：03-3583-8562

(参考)

補填金単価の算定(生産者積立金の納付が免除されたもの)

[平成30年1月]

単位：円／頭

区 分	肉専用種	交雑種	乳用種
全国算定値 (A)	—	46, 100	25, 000
4分の3相当額 (A)×3/4	—	34, 500	18, 700
補填金単価(概算払)	—	34, 500	18, 700

地域算定県のうち、生産者積立金の納付が免除された事業対象牛のあった県の算定結果(肉専用種)

単位：円／頭

区 分	岩手県 (日本短角種)	熊本県	大分県
地域算定値 (A)	—	24, 500	72, 100
4分の3相当額 (A)×3/4	—	18, 300	54, 000
補填金単価(概算払)	—	18, 300	54, 000

注:100円未満切り捨て